

令和2年度第2回岡山県私立学校審議会議事録

- 1 日時：令和2年9月1日（火）15：00～16：40
- 2 場所：ピュアリティまきび（岡山市北区下石井2-6-41）
- 3 出席委員：川口委員、杉本委員、竹井委員、田中委員、豊岡委員、蜂谷委員、
早瀬委員、平田委員、光岡委員、三宅委員、森委員
- 4 議事録署名委員：竹井会長、早瀬委員、三宅委員

5 議事内容

- (1) 過半数の委員出席により会議の成立を確認
- (2) 諮問事項について以下のとおり審議

① 岡山理科大学附属高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更認可について

➤ 申請内容

通信制の課程の募集再開

国外の教育区域の追加

➤ 質疑・意見

・ 前回の審議会では、海外における教育の質の確保に係る資料を提示するよう依頼があった。これについては、資料にあるとおり、現地の日本語教育機関と業務委託契約を交わし、日本サイドの指示を受けて日本語教育を行うこととされている。また、現地校での教育内容についても加計グローバル教育プログラムの資料で、カリキュラムの例が示されている。現地での協力拠点については、既に並木学院高校が協力して行っており実績があるということである。以上を踏まえて、審議いただきたい。

・ ①面白いビジネスモデルだと思う。資料に記載のあるイスラムの教育を受けながら、日本の全ての大学の受験資格が得られる話は本当に可能なのか。②日本でスクーリングするとなると旅費や学費もかなりかかると思うが、現地の富裕層が対象なのか。③海外提携校で教えるのは現地の先生なのか。漢字圏以外の留学生が、日本語を1年間学ぶだけで大丈夫なのか。④国により教育レベルに格差があるが、数学、理科等は日本のレベルに合わせたものを行うのか。

→①あくまで、カリキュラムの1例である。現地提携校において、加計グローバルプログラムは必ず行われるが、独自のカリキュラムの内容は学校により異なる。②来日時の費用負担を考えるとそれなりの経済力が必要となる。但し、全日制高校に留学した場合と比べると負担は軽い。③加計グローバル教育プログラム教育課程は、日本の高校の卒業に必要な課程であり、日本語を学ぶのは、この課程の外になる。海外提携校においては、現地人で教育スタッフを確保する。非漢字圏からの受入れに当たっては、提携校に日本語指導を行える人材を配置している。体制に不足があれば、加計学園が指示を出して日本語指導をしていくので体制上は問題ない。④日本の教育レベルに合わせ、学習指導要領の目標を達成できる状況にないと、単位の修得は認められない。日本の大学に進学した後に、最低限困らない学力を付けさせる。大学進学後のことを見据えた指導を行えるよう提携校でも体制を整備していくはずである。

- ・並木学院は何年前から海外展開しているのか。
→2年前である。
- ・現地の教育機関で大学進学のための勉強を行った留学生の受入は、他校でも既に行っているところである。日本の高校卒業資格を取得するためには、日本の学習指導要領に沿った指導が必要となるものと思われるが、もう少し詳しく教えて欲しい。
→単位取得のためには、レポートの添削が必要となる。本校の教員でないと行えないため、理大附属高校の通信制課程の教員でないと行えない。もちろん日本の高校教諭の免許を持った人である。通信制課程では、レポート添削、対面での面接指導、考査を受け単位習得が認められ卒業していく。オンラインでコンテンツを活用する特異さはあるが、学習指導要領に則って教育していくものである。コロナの関係で、オンライン授業が定着した感はあるが、高校以下ではオンライン授業を出席日数に数えるには、同時双方向型で送信側と受信側の双方に教員がいることが原則であり、36単位が上限となっている。受信側に教員がいなくてもいいのは、病気による長期療養のみである。オンライン授業で単純に単位が認められる状況ではないので、対面での授業が基本である。
- ・通常、留学生が日本の大学に進学する時、日本語能力試験のN2以上が必要とされる。日本の高校を卒業すれば、N1、N2の条件が外されるのか。
→日本の高校を卒業した時点で、日本の大学の出願資格は得られるので、N1、N2の取得は大学進学の要件にはならない。理大附属高校では、大学進学後のことも考え、日本語の勉強をしっかりとさせる。なお、兄弟校の並木学院ではN1、N2に合格した人も聞いている。
- ・海外協力拠点には高校・塾・株式会社がある。現地の教育機関で日本語指導を徹底的に勉強した後は、加計学園のプログラムに入っていく。N2以上がないと日本語プログラムは受けられないと思う。確実に、教育の質の担保ができるよう、本校の監督庁である岡山県に十分に確認していただくということで進めてもらいたい。
- ・①理大附属高校の高校卒業資格を取得できることはわかったが、現地の国でのキャリアとしてはどういう評価が得られるのか。②教育課程中の「史跡巡り」とは何か。
→①学んだことは、その方の学力向上には役立つことではあるが、現地の大学に進学しようとするれば、現地の高校に行かないといけな。②日本の文化を学ぶための学校設定科目である。並木学院は、広島の高校なので、広島の史跡を巡って学んでいくものだと聞いている。
- ・審議会での意見を理大附属高校に伝えて、教育の質の確保、継続性について念押しの上、進捗管理をお願いしたい。

➤ 結果

認可が適当（全会一致）

② 学校法人ワオ未来学園(仮称)の寄附行為及びワオ高等学校(仮称)の設置認可について

➤ 申請内容

学校法人ワオ未来学園(仮称)の設立、ワオ高等学校(仮称)の設置

➤ 質疑・意見

・探究科目の内容と名前が素晴らしすぎるが、やろうという意欲をかっていくべきかなと思う。

- ・教養探究で使用するデジタル教材開発を行う2名の教員はもう決まっているのか。
→個人名までは把握していないが、来年雇用されることが決まっている11名の中の2名であり、既に勤務することを承諾されていると聞いている。
- ・①SNSやZoom等、オンラインでの対応を考えているが、PCは支給するのか、それとも個人持ちか。②インターネット関連の通信費が多くないが、それなりにもっとお金がかかるのではないか。
→①学校が購入すると更新費用が何年かごとに台数分だけかかるので、入学時に各家庭で購入してもらうことが多いように認識している。本校においても個人持ちで準備する必要があると認識している。②通信費については承知していない。
- ・専門学校や大学の学生であれば苦にならないが、高校段階で端末とネットワーク環境を準備するのは大変である。我が校でもアンケートを実施して初めてわかったが、全くネット環境がなく、唯一あるのはスマホだけという学生もいる。20人位いると、スマホでZoomは無理である。現実的にインターネットを使うのはかなり手間がかかる。本当にこれでできるのかなと思う。学校への指導をよろしく願います。
- ・広域通信制高校の本校になる場合、図書室等の教室は整備されるのか。貸出もするということがだが、特別教室を設けて、そういうことが可能なのか。
→設置計画では、保健室、理科室、家庭科室、図書室、体育室が設けられる予定であることを確認している。校舎の5、6階は貸出専用であり、(株)ワオ・コーポレーションに貸し出すことが予定されている。
- ・一つのビルに、看板が2つ並ぶということか。
→1～4階が学校、5～6階は塾に貸し出すので、場合によってはそういうことも起こりうるかと思う。
- ・ITメディアを活用した新しいタイプの学校だが、質の保証について、今後どのように指導するつもりなのか。広域通信制高校なので、岡山県で認可されたら、全国で一斉に対象となる。岡山県が全国に責任を持つことになり、今後の学校に対する指導も大事になってくる。16人の先生で対応できるのか、ご指導をよろしく願います。
- ・バーチャル高校は、近未来的で面白い。オンラインの弱点である設備、セキュリティ、学習意欲の動機付け等、学生側が体制を整えられるのかが問題である。教育環境が成立するためには、手厚い準備が必要だろうと思う。何か聞いていることがあれば教えて欲しい。
→本校は、来年4月に開校する予定であり、今後、学校説明会等を行う。ITを活用した授業を行うことは事前に周知を図るため、通信環境が整わない家庭は他の学校を選ぶだろう。
- ・県立高校では、学校でPCの機種を選定し、それを購入するのが入学の要件になる。セキュリティ面の面倒は学校側が見るが、今回のケースでは、各家庭で対応することになる。いかにして生徒に関心をもたせるのか。生徒自身のアンケートで、やる気がなければ、IT化しても仕方がないとの結果が出ている。気をつけて欲しい。
- ・条件からいえば賛成せざるを得ないが、どんどんこういった学校が増えていくのは危険だ。オンライン授業は補助機能としての価値は認めるが、学校教育そのものが通信で完結するのか。この勢いで、中等教育の場をどんどん増やすことを認めてよいのか心配である。
- ・インターネット環境、機器等について、疑問が出た点を総務学事課から学校に伝えて欲しい。情報の影の部分に対する抑制が必要である。学校設置基準に1つか2つ条件を付加してはどうか。事務局で検討して次回に説明いただくということではいかか。

→全国にも影響する事柄であり、教育の質の確保等を図った上での広域通信制高校設置に当たっての考え方を検討していく必要がある。次回、方針が示せるとは即答しかねるが、無関心であってはいけないと考えている。

- ・将来のある高校生の教育の質や継続性について、県において、しっかり指導していただきたい。

➤ 結果

認可が適当（多数決により、認可適当が過半数（6人/11人））